

令和5年（2023年）11月7日

指定児童発達支援センター設置者
指定児童発達支援事業者
指定放課後等デイサービス事業者 } 様

熊本県健康福祉部

子ども・障がい福祉局障がい者支援課長

令和5年度（2023年度）子ども安全安心対策事業（送迎用バスの改修支援事業）（追加協議分）に係る要望調査について（依頼）

このことについて、令和5年（2023年）11月6日付け事務連絡でこども家庭庁より別添のとおり追加協議実施の通知がありました。

つきましては、標記事業による補助を要望される事業者におかれましては、下記のとおり必要書類を必ず御提出いただきますようお願いいたします。（今回の協議を最後に、令和5年度の補助事業実施は予定されておきませんので、御注意願います。）

記

1 事業内容

子どもの安全対策を講じるため、送迎用バスの改修支援事業※1を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

※1 送迎用バス（運転席を含め、座席が3列以上ある送迎車両）に、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行うこと。

※2 「ICTを活用した子どもの見守り支援事業」「登降園管理システム支援事業」については、追加協議は行いません。

2 対象施設

熊本県内（熊本市を除く。）に所在する指定児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所

3 対象経費

事業の実施に必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用

※1 令和4年9月5日以降の安全装置の導入に係る経費を対象とし、交付決定日以前に実施した事業も対象としますが、令和5年度末までに設置、購入及び支払を完了させる必要があります。

※2 安全装置について、購入を原則としますが、リースの場合は令和5年4月から令和5年度末までのリース料を限度とします。

- ※3 対象となる自動車については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和4年12月28日）第三の2のとおりとします。（原則、座席が3列シート以上（運転席含む。）ある送迎車両は全て対象です。）
- ※4 対象となる安全装置については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和4年12月28日）第三の3のとおりとします。
- ※5 安全装置については、送迎用バス（車両）1台につき安全装置1台を設置することとし、送迎用バス（車両）の数以上の購入をする場合は本事業の対象外とします。

4 補助率

定額（国10／10）

5 補助基準額

175千円以内（1台当たり）

6 提出物

【法人名】事業計画書（xlsx ファイル）

- ※1 提出時には、ファイル名の【法人名】を法人名に書き換えて提出してください。（例：【社会福祉法人くまもと】事業計画書.xlsx）
- ※2 「記入例」を必ず御確認の上、御提出ください。記載が必要な箇所の記載が十分でない場合等は、事業の採択対象外とさせていただく場合もありますので、御了承ください。

7 提出方法

電子媒体（xlsx ファイル）により、以下のメールアドレスに提出してください。

syogaifukushiservice@pref.kumamoto.lg.jp

※提出にあたってのメールの件名は以下のとおりお願いします。

「【法人名】子ども安全安心対策事業 事業計画書について」

※【法人名】は貴法人名に書き換えてください。

8 提出期限

令和5年（2023年）11月24日（金） 必着

9 留意事項

- （1）予算の範囲内で補助するものであるため、上記の補助要件を全て満たす場合であっても、所要額の全部又は一部が補助対象外となる場合があります。
- （2）「令和4年度（2022年度）熊本県こどもの安心・安全対策支援事業補助金」

の交付決定を行った事業については、対象外となります。

- (3) 正式な交付申請方法等については、本要望調査の結果、補助対象事業者として採択された事業者に対して別途御案内します。今回提出のなかった事業者に対しては、交付申請ができませんので、御了承ください。
- (4) 今後交付決定された場合、実績報告書を提出していただくこととなっておりますが、その際導入に係る領収書及び納品書の写しを提出していただくこととなっておりますので、あらかじめ御準備いただくようお願いいたします。

(問合せ先)

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課 サービス向上班

担 当：仁科

TEL：096-333-2233

メール：syogaifukushiservice@pref.kumamoto.lg.jp